山梨県建設工事総合評価実施要領

（趣旨）
第１条　この要領は、山梨県が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という）第１６７条の１０の２の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

（対象工事等）
第２条　総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、次のいずれかに該当するものから選定するものとする。
（１）公共工事の品質を確保するため、企業の技術力及び企業の信頼性・社会性を入札価格と一体として評価することが必要と認められる原則３千万円以上の工事（緊急を要する工事を除く）
（２）その他必要と認める工事

（総合評価落札方式の種類の選定）
第３条　総合評価落札方式の実施にあたっては、「山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン」の「工事規模と技術的難易度による適用範囲」を参考に特別簡易型（Ⅰ)、特別簡易型（Ⅱ)、簡易型（２５)、簡易型（３０)、標準型、高度技術提案型から総合評価の種類を選定する。なお、ガイドライン「１－５総合評価の対象工事の選定」の（注１）については別記３の特別簡易型（Ⅱ）が選択できる工種を参照すること。

（総合評価の方法）
第４条　総合評価落札方式で定める評価の方法については、別記１の「落札者決定基準」によるものとする。なお入札を辞退したもの、入札参加資格の無いもの等の評価は行わないものとする。

（総合評価委員会の設置）
第５条　総合評価落札方式の評価方法、評価基準、落札者決定基準、技術審査等について中立かつ公正な審議を行うため、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という）からなる山梨県総合評価委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（入札方法）
第６条　総合評価落札方式により入札を行うときは、この要領により実施するものとする。

（審査及び協議）
第７条　本庁の事業主管課長又は出先機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、総合評価落札方式のうち、標準型及び高度技術提案型により入札を実施しようとするときは、事前に実施対象工事の適否及び「落札者決定基準」について、各部局の技術審査会設置要領に基づき設置した技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査を受けるとともに、様式１号により各部局長（以下「部局長」という。）に協議するものとする。

（学識経験者の意見聴取）
第８条　部局長は、政令第１６７条の１０の２第４項の規定に基づき落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験者から様式２号により意見を聴かなければならない。

２　部局長は、政令第１６７条の１０の２第５項の規定に基づき、前項の意見聴取時に落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられた場合は、落札者を決定しようとするときに、学識経験者から様式４号により意見を聴かなければならない。
３　部局長は、前２項の規定に基づき意見聴取を行ったときは、発注機関の長に様式第３号または様式５号により回答するものとする。
４　地方自治法施行規則（昭和２２年省令第２９号）第１２条の４の規定に基づき、意見を聴くときは、学識経験者２名以上から意見を聴くものとする。

（落札者決定基準）
第９条　発注機関の長は、落札者決定基準について、前条第３項の回答を受けた後、決定するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。

（技術評価結果の通知と疑義の照会）
第１０条　発注機関の長は、提出された技術資料の審査を行い技術評価点を算出した後、入札参加者に通知を行うものとする。
２　入札参加者は前項により通知された後、自らの評価点について疑義の照会を、行うことができるものとする。
３　発注機関の長は、前項の照会に対して、回答するものとする。
４　前項の規定において、評価点を修正した場合は、修正した結果を、入札参加者に通知するものとする。
５　前１号から４号については、公告文に記載された方法で行うものとし、様式１１及び様式１２を準用するものとする。

（総合評価結果の公表と疑義照会）
第１０条の２　発注機関の長は、落札者決定基準による総合評価値を算出後、必要に応じ技術審査会の審議に付し、様式４－１、様式４－２又は様式４－３を山梨県のホームページに公表するものとする。
２　入札参加者は、前項により公表された日から５日以内に、自らの評価点について様式１１号により疑義の照会をすることができるものとする。
３　発注機関の長は、前項の照会に対し、様式１２号により回答するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。
４　前項の規定において、価格以外の評価点を修正した場合は、山梨県のホームページに修正した結果を公表するものとする。

（落札予定者の決定方法）
第１１条　落札予定者の決定方法は、別記１の落札者決定基準の他、次の各号の規定によるものとする。
（１）入札参加者のうち、次の全ての要件を満たす者を審査対象とするものとする。
　ア　公告文に記載された入札参加資格を満たしている者。
　イ　価格以外の評価を行うために必要な資料（別途「技術評価資料作成要領」に定められた様式）を提出した者。
　ウ　入札書が無効でない者。
（２）落札予定者は、総合評価により得られた評価値の最も高い者とする。ただし、最も高い者が２者以上いる場合は、くじにより決定するものとする。

（落札者の決定）
第１２条　発注機関の長は、落札者の決定に際し、必要に応じて技術審査会の審議に付して決定するものとする。ただし、第８条第２項の規定により学識経験者の意見を聴く場

合は、第８条第３項の回答を受けた後、必要に応じて技術審査会の審議に付して決定するものとする。

２ 前項により落札者が決定したときは、山梨県のホームページに公表するものとする。

（入札参加者への周知）

第１３条　発注機関の長は、入札参加者に対し入札公告により次の事項を周知するものとする。

（１）総合評価落札方式を採用していること

（２）「技術評価資料作成要領」に定められたすべての様式を提出すること

（３）価格以外の評価の評価項目及びその配点に関すること

（４）落札者の決定方法に関すること

（５）総合評価に関する審査結果が公表されること

（６）価格以外の評価について疑義の照会ができること

（資料の提出）

第１４条　入札参加者は前条第２号の資料を技術評価資料の提出時にすべて提出しなければならない。

（技術提案の明示）

第１５条　発注機関の長は、標準型又は高度技術提案型による総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札公告等を行う際に、対象工事が要求する性能等に関する資料を提示し、技術提案を求める旨を明示する。

（技術提案の提出方法）

第１６条　発注機関の長は、技術提案を求める場合は、その内容を明示した技術提案書を技術評価資料提出時に併せて提出させるものとする。

（技術提案の審査）

第１７条　発注機関の長は提出された技術提案書について、技術審査会による審査を行うものとする。但し、必要に応じて専門分野の学識経験者に意見を聴くことができるものとする。

２　前項の審査を行う場合において、発注機関の長は必要に応じて入札参加者に対して、事前にヒアリングを実施することができるものとする。

（技術提案の改善）

第１８条　発注機関の長は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の改善を求め、又は入札参加者に改善を提案する機会を与えることができる

（提案の採否の通知）

第１９条　技術提案の採否については、提案者に様式１３号により通知するものとする。なお、技術提案書が適正と認められなかった者は、様式１１号により３日以内に理由の説明要求が行うことができるものとする。

２　発注機関の長は、前項の照会に対し、様式１２号により回答するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。

（技術提案の保護）

第２０条　技術提案については非公表とし、技術提案の特定以外に提案者に無断で使用しないものとするが、以後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態

になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する場合についてはこの限りでない。なお、簡易型における施工計画についても同様とする。

（総合評価に係わる資料の作成費用）

第２１条　入札参加者が総合評価に係わる資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

（価格以外の評価内容の履行の確保）

第２２条　落札者の提示した施工計画又は技術提案は契約内容となるため、発注者は当該工事の契約後速やかに、その項目を含めた施工計画書の提出を請負者に求め、具体的な内容を両者確認のうえ、実施状況等を確認するものとする。なお、受注者の責により計画どおり履行がなされていないと判断された場合は、「山梨県建設工事成績評定要領」に基づき、的確に工事成績に反映するものとし、工事の適正な履行の確保及び履行の評価を行うものとする。また、施工計画又は技術提案の確認方法については、技術管理課のホームページの総合評価方式に関する情報に掲載してある総合評価（技術提案）の実施確認に基づき確認を行う。

２　総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除あるいは指名停止等の措置を講じることができるものとする。

（入札実施における特例）

第２３条　この要領に基づき入札を行うときは、他の要領等の規定に関わらず次のとおり実施するものとする。

（１）申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注機関の長の承諾を得て別途提出する場合は、公告に定められた受付期間及び受付場所に持参するものとし、郵送等（ファクシミリを含む）によるものは受け付けない。

（２）低入札価格調査制度を適用する。

（秘密の保持）

第２４条　総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は公表しない。

（その他）

第２５条　発注機関の長は、本要領の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において協議し対応するものとし、必要に応じて委員会に諮るものとする。

附　則

１　本要領は、平成１９年４月１日から適用する。
２　平成２０年　４月　１日　一部改正
３　平成２０年１１月　１日　一部改正
４　平成２１年　４月１５日　一部改正
５　平成２１年　８月　１日　一部改正
６　平成２２年　４月　１日　一部改正
７　平成２２年　５月２０日　一部改正
８　平成２２年１０月　１日　一部改正
９　平成２３年　５月　２日　一部改正
10　平成２４年　４月　１日　一部改正
11　平成２４年１０月　１日　一部改正
12　平成２５年　４月　１日　一部改正
13　平成２５年１０月　１日　一部改正
14　平成２６年　４月１７日　一部改正
15　平成２７年　４月　１日　一部改正
16　平成２８年　４月　１日　一部改正
17　平成２９年　４月　１日　一部改正
18　平成３０年　４月　１日　一部改正
19　平成３１年　４月　１日　一部改正
20　令和元年　１０月　１日　一部改定
21　令和　２年　４月　１日　一部改定
22　令和　２年　５月　１日　一部改定
23　令和　３年　４月　１日　一部改定
24　令和　３年１２月　１日　一部改定
25　令和　４年　４月　１日　一部改定
26　令和　５年　４月　１日　一部改定

別　記　１　「落 札 者 決 定 基 準」

入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」「企業の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次の①②及び③の要件に該当する者のうち、総合評価により得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

①入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

②評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。なお、標準点は１００点とする。

基準評価値　＝　標準点／予定価格×１００，０００，０００

③入札価格が、低入札価格調査における調査基準価格を下回った者は次の要件を満たしていること。

③－１評価点の合計が参加者全員の平均点の８０％を下回らないこと。

③－２次の４項目を全て満たすこと。

１、入札価格と入札に際し提出される工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）の工事価格が同額であること。

２、工事費内訳書の各経費の合計額が、工事費内訳書の工事価格と同額であること。

３、工事費内訳書内において、経費の内訳に不明確な値引等の表示がないこと。

４、低入札調査基準価格の９５％を下回らないこと。

＊WTO対象工事については③は対象としない。

＊調査基準価格については、「山梨県公共事業ポータルサイト→契約実務要覧→第３章入札・契約手続き→６．低入札価格調査→3-6-1低入札価格調査実施要領」を参照のこと。

（１）総合評価の方法

１）　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。なお、標準点は１００点とする。

評価値　＝　技術評価点／入札価格×１００，０００，０００

＝（標準点＋加算点）／入札価格×１００，０００，０００

２）　特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型の加算点については、下記「１」「２」「３」の評価項目ごとに評価をおこなった結果、評価項目ごとの得点（以

下「評価点」という）の合計が最高の者に「加算点の満点」を与え、他の者はそれぞれの「評価点の合計」に応じ按分して求められる点を「加算点」として与える。

「加算点の満点」は、総合評価落札方式のタイプ別の設定範囲内で工事ごとに定める。

加算点＝（評価点の合計／評価点の合計の最高点）× 加算点の満点

※加算点、評価値は小数第４位を四捨五入し第３位まで表示

「１」企業の技術力について

「２」企業の信頼性社会性

「３」高度な技術力

３） WTO標準型の加算点については、「３」の評価項目ごとに評価をおこなった結果、評価項目ごとの得点（以下「評価点」という）の合計を「加算点」として与える。

（2）評価の基準

簡易型の施工計画は、下表５項目から１～２項目を選択する。

特別簡易型は、施工計画を選択しない。

標準型・高度技術提案型では、求める技術提案、評価基準及び評価点を工事ごとに定める。

施工計画、技術提案以外の項目は、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型共通とし、工事特性、公告においての必須要件を踏まえて別表を参考に選択する。

WTO標準型では、技術提案のみを求め、その提案、評価基準及び評価点を工事ごとに定める。

「１」企業の技術力について

評 価 項 目	評 価 基 準	評価点 満点が１０点	評価点 満点が２０点
施工計画			
1　工程管理に係わる項目	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	10	15～20
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5	5～10
	現場条件を踏まえ適切である	0	0
	未記入、または不適切である	欠格	欠格
2　品質確保に係わる項目	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	10	15～20
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5	5～10
	現場条件を踏まえ適切である	0	0
	未記入、または不適切である	欠格	欠格
3　施工上の課題に係わる項目	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	10	15～20
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5	5～10
	現場条件を踏まえ適切である	0	0
	未記入、または不適切である	欠格	欠格
4　安全管理に係わる項目	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	10	15～20
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5	5～10
	現場条件を踏まえ適切である	0	0
	未記入、または不適切である	欠格	欠格
5　施工上配慮すべき項目	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	10	15～20
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5	5～10
	現場条件を踏まえ適切である	0	0
	未記入、または不適切である	欠格	欠格

※特に技術力を評価する必要がある場合は満点を「２０点」とすることができることとし、鋼構造物工事等を対象とする。

配置予定技術者の能力（※１）		
6　資格	１級土木施工管理技士等、又は同等以上の資格	1
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0
7　同種工事の施工実績（※2）	主任技術者（監理技術者）として同種工事の実績あり	2
	監理技術者補佐又は担当技術者として同種工事の実績あり	1
	その他	0
8　優良工事技術者表彰（※3）	表彰の実績　あり	1
	表彰の実績　なし	0
9　工事成績 当該工種での工事成績評定点の平均点（※4）	８０点以上	3
	７５点以上８０点未満	2
	７０点以上７５点未満	1
	７０点未満又は成績実績なし	0
10　継続教育（CPD）の取組（※５）	取組状況が優良	1
	取組なし又は取組状況が上記未満	0

配置予定技術者のヒアリング（※１）		
11　技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的･主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2
	その他	0
12　当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4
	当該工種について適切に理解している	2
	その他	0
13　技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2
	その他	0

企業の施工実績		
14　同種工事の施工実績（※２）	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2
	市町村・公営企業等などの同種工事の施工実績あり	1
	その他	0
15　工事成績 当該工種での工事成績評定点の平均点（※4）	８０点以上(算出対象工事が複数件)	4
	８０点以上(算出対象工事が１件のみ)	3
	７７点以上８０点未満	2
	７２点以上７７点未満	1
	７２点未満又は成績実績なし	0
	※過去２ヶ年度のそれぞれの平均点が６０点未満 または、前年度以降において５５点未満の工事成績がある者	–2

	16　優良工事表彰の有無	特別表彰あり（＊３－１）	3
		表彰あり　(特別表彰との重複はしない）（＊３－１）	2
		表彰はされなかったが､評価要件を満たす工事の実績あり (表彰との重複はしない）（＊３－２）	1
		上記以外	0
	17　事故及び不誠実な行為（※6）	指名停止（3ヶ月以上）	-4
		指名停止（1ヶ月以上3ヶ月未満）	-2
		指名停止（1ヶ月未満）	-1
	18　ＩＳＯ認証取得状況（※７）	ＩＳＯ９００１又は１４００１の認証を取得済み	1
		認証を未取得	0

企業の施工技術			
	19　ＩＣＴ施工技術の活用（※8）	活用　あり	1
		活用　なし	0

※１　配置予定技術者を１人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、審査資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、配置予定技術者ごとに「配置予定技術者の能力」及び「地域精通度」についての評価点を合計し、最も低い評価を受けたものをもって算定する。
配置予定技術者のヒアリングを実施する場合にはヒアリング結果を加える。
同等以上の資格とは、当該業種の監理技術者となることができる国家資格のこと。

※２　同種工事の施工実績は、平成２０年４月１日以降当該年度（入札参加資格申請締切日まで）の完成・引渡し済の実績を対象とする。
配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者（担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。）として施工従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績としても認める。

※３－１
優良工事技術者表彰及び優良工事表彰は、山梨県による「住みよい県土建設週間における知事表彰」について、次に掲げる条件に該当する表彰実績があれば対象とする。なお、工種は問わないものとする。

１）入札参加締め切り日がその日の属する年度（以下「当該年度」という。）の４月１日から当該年度の優良工事表彰の日の前日までの間の場合にあっては、当該年度の３カ年前の年度から当該年度の前年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績があること。

２）入札参加締め切り日が当該年度の優良工事表彰の日から３月３１日までの間の場合にあっては、当該年度の３カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績があること。

※３－２
３－１に掲げる優良工事表彰の実績はないが、下記の【評価要件】を満たす工事実績があった場合には、評価点１点を与えるものとする。なお、工種は問わないものとする。

【評価要件】

次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める条件に全て該当すること。

1)入札参加締め切り日が当該年度の４月１日から当該年度の優良工事表彰の日の前日までの間の場合

① 当該年度の３カ年前の年度から当該年度の前年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。

② 当該業者が当該年度の前年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。

③ 当該業者が、当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。

④ 当該年度の当該年度の３カ年前の年度の優良工事表彰の日から入札参加締切日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。

⑤ 当該年度の前々年度に完成､引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が８０点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が７０点以上で６５点未満の工事の実績がないこと。

2)入札参加締め切り日が当該年度の優良工事表彰の日から３月３１日までの間の場合（下記のいずれかの場合の条件に全て該当すること。）

［当該年度の前年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合（CASE1）］

① 当該年度の３カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
かつ、上記１）の②から⑤の全ての条件に該当すること。

［当該年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合（CASE2）］

① 当該年度の３カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。

② 当該業者が当該年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。

③ 当該業者が、当該年度の前年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。

④ 当該年度の当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締切日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。

⑤ 当該年度の前年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が８０点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が７０点以上で６５点未満の工事の実績がないこと。

※上記における「工事成績評定点が８０点」とは、工事成績評定通知書別表１（＊）端数処理前の評定点合計の数値の小数点以下を切り捨てた数値とする。

また、「６５点」、「７０点」とは、工事成績評定通知書４成績評定①評定点の数値とする。

※４　工事成績評定点の平均点は、山梨県発注工事であって、入札締め切り日の属する年度の過去２ヶ年度に完成及び引き渡し済のもの及び入札締め切り日の属する年度においては公告日の属する月の前々月の月末までに完成、引き渡し済のものを対象として算出する。
配置予定技術者の工事成績は、主任技術者、監理技術者として最終登録された工事で、入札参加資格とした工事の業種（建設業法第２条第１項に掲げる業種）と同一業種の工事成績を対象として算出する。
企業の工事成績は、入札参加資格とした工事の業種（建設業法第２条第１項に掲げる業種）と同一業種の工事成績を対象として算出する。
（ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。（紙入札により発注した工事は除く。））

※５　継続教育（CPD）の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。（ＣＰＤ評価対象期間の事例参照）
ただし、令和５年４月１日以降に公告する対象工事において、上記下線部については、新型コロナウィルス感染拡大の影響により、当面の間、「公告日から過去二年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。

※６　事故及び不誠実な行為は、公告日から過去１年間を対象期間とし、複数回指名停止を受けた場合は、合計月数とする。また、指名停止期間が対象期間内に１日でもかかる場合は、全ての指名停止期間を対象とする。

※７　公告日時点で認証取得している場合に評価するものとし、登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。なお、審査登録機関は、次のいずれかとする。
①（財）日本適合性認定協会（以下「ＪＡＢ」という）に認定されている審査登録機関
②ＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関

※８　本工事において、山梨県各部局で別に定める「ＩＣＴ活用工事試行要領」等に基づき、施工プロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ＩＣＴ施工技術を活用することを宣誓した企業を評価する。
ただし、評価対象は、ＩＣＴ施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。（「発注者指定型」として公告する工事等は除く。）

《CPD評価対象期間の事例》

推奨単位：50単位／年の場合

	過去2年間（暫定の運用）／過去1年間（本来の運用）／公告日◎	評価単位	評価
ケース①	証明期間:1年間 証明書発行日 取得単位:60単位	60単位／年	加点する
ケース②	証明期間:1年間 証明書発行日 取得単位:60単位	60単位／年	加点する
ケース③	証明期間:1年間 証明書発行日 取得単位:60単位	0単位／年	加点しない（本来の運用）
ケース③'	証明期間:1年間 証明書発行日 取得単位:60単位	60単位／年	加点する（暫定の運用）
ケース④	証明期間:1年間 証明書発行日 取得単位:60単位	0単位／年	加点しない（本来の運用）
ケース④'	証明期間:1年間 証明書発行日 取得単位:60単位	60単位／年	加点する（暫定の運用）
ケース⑤	証明期間:2年間 証明書発行日 取得単位:120単位	60単位／年	加点する
ケース⑥	証明期間:1年間3ヶ月 証明書発行日 取得単位:80単位	40単位／年	加点しない
ケース⑦	証明期間:1年間 証明書発行日 取得単位:60単位	60単位／年	加点する

ケース⑥の証明期間が1年間3ヶ月の証明書は、2年間の証明書として評価する。

《参考：証明書を発行している団体》

・建設系ＣＰＤプログラム：構成団体のＣＰＤ制度概要　　（五十音順）平成２９年４月現在

NO.	学協会名称	推奨獲得ＣＰＤ単位（／年）	ＣＰＤ証明書 有無	ＣＰＤ証明書 内容
1	（公社）空気調和・衛生工学会	50	有	単位数・時期
2	（一財）建設業振興基金	12	有	単位数・時期・明細
3	（一社）建設コンサルタンツ協会	50	有	単位数・時期
4	（一社）交通工学研究会	50（200/4年）	有	単位数・時期
5	（公社）地盤工学会	50	有	単位数・時期
6	（一社）森林・自然環境技術者教育会	20	有	単位数・時期・明細
7	（一社）全国上下水道コンサルタント協会	50	有	単位数・時期
8	（一社）全国測量設計業協会連合会	20	有	単位数・時期
9	（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20	有	単位数・時期・明細
10	（一社）全日本建設技術協会	25	有	単位数・時期・明細
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50（250/5年）	有	単位数・時期
12	（公社）土木学会	50（250/5年）	有	単位数・時期
13	（一社）日本環境アセスメント協会	50（250/5年）	有	単位数・時期
14	（公社）日本技術士会	50（150/3年）	有	単位数・時期
15	（公社）日本建築士会連合会	12	有	単位数・時期・明細
16	（公社）日本コンクリート工学会	推奨値なし	－	－
17	（公社）日本造園学会	50	有	単位数・時期
18	（公社）日本都市計画学会	50	有	単位数・時期
19	（公社）農業農村工学会	50	有	単位数・時期

・建築ＣＰＤ（継続能力／職能開発）情報提供制度

団体名	推奨時間数
（公社）日本建築士会連合会	１２認定時間／年
（一社）日本建築士事務所協会連合会	
（公社）日本建築家協会	
（一社）日本建設業連合会	
（一社）日本建築学会	
建築設備士関係団体ＣＰＤ協議会の参加団体 （公社）空気調和・衛生工学会、（一社）建築設備技術者協会、 （一社）電気設備学会、（一社）日本設備設計事務所協会、 （公財）建築技術教育普及センター	
（一社）日本建築構造技術者協会	
（一財）建設業振興基金	
（公財）建築技術教育普及センター	

※推奨獲得CPD単位・時間数については、最新の情報を確認すること。

（公社）日本建築士連合会から認定された講習会を受けることを認められた（一社）山梨県管工事協会会員が（公社）日本建築士連合会の単位認定の講習を受講し12単位（1年間）を取得した場合、評価対象とする。

「２」企業の信頼性社会性

評　価　項　目		評　価　基　準	評価点
地域精通度　(※１)			
	1　地理的条件（企業）　(※2)	施工実績あり	3
		施工実績なし	0
	2　地理的条件（配置予定技術者）	施工実績あり	1
		施工実績なし	0
	3　本店所在地（※3）	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2
		工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	1
		その他	0
地域貢献度			
	4　災害協定等の締結（※4） ※入札参加資格が、「土木一式工事」、「舗装工事」以外の場合	協定の締結あり	2
		協定の締結なし	0
	4　災害協定等の締結（※4） ※入札参加資格が「土木一式工事」、「舗装工事」の場合	①「災害時における応急対策業務に関する基本協定」（（一社）山梨県建設業協会）の締結あり	2
		②　上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定の締結あり	1
		③　対象協定の締結なし（上記①、②以外）	0
	5　「災害時の広域応援業務に関する協定」の締結(※５)	協定の締結　あり	1
		協定の締結　なし	0
	6　「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」の締結(※６)	協定の締結　あり	1
		協定の締結　なし	0
	7　土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績（※7）	受託実績　あり	1
		受託実績　なし	0
	8　除雪業務委託の実績（※７）	受託実績　あり	1
		受託実績　なし	0
	9　耕作放棄地等の解消	実績　あり	1
		実績　なし	0
	10　その他の地域貢献（※８）	実績　あり	1
		実績　なし	0

評　価　項　目		評　価　基　準	評価点
企業の取り組み			
	11 若手技術者の育成（※９）	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置	2
		国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1
		上記以外	0
	12 技能者の登録（※10）	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録　あり	2
		登録　なし	0

労働者の処遇改善			
	13 週休２日制の適用（※11）	適用　あり	1
		適用　なし	0

※１　地域精通度については、近隣地域での平成２０年４月１日以降当該年度（入札参加資格申請締切日まで）の完成・引渡し済の施工実績を対象とする。
※２　全てのタイプ・・・・３点
※３　「入札参加者が県内企業に限られない場合」は、以下の評価基準と評価点を用いるものとする。
・工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する・・・・2点
・県内に本店を有する・・・・1点
・その他・・・・0点
「入札参加者が県外のみと想定される場合」は、評価項目としないことができる。
※４　山梨県が災害時に備えて締結した各種協定で、入札参加締め切り日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
※５　山梨県が一般社団法人山梨県建設業協会と締結した「災害時の広域応援業務に関する協定」を対象とする。
※６　山梨県が一般社団法人山梨県建設業協会と締結した「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」を対象とする。
※７　山梨県が発注した土木施設等緊急維持修繕業務委託及び除雪業務委託の実績とし、対象期間は過去５ヶ年度及び当該年度（入札参加資格申請締切日までに契約済み）とする
※８　その他の地域貢献は、「地域の担い手として農業参入した実績」や「やまなし森づくりCO2吸収認定制度の実績」等、部局別の貢献課題から必要に応じ選択し評価項目とすることができる。
※９　若手技術者は、公告日が属する年度において３５歳以下の者とし、国家資格を有する場合は「２点」、国家資格を有しない場合は「１点」とする。国家資格を有しない若手技術者は、配置予定技術者（主任（監理）技術者）以外の者とする。ただし、現場代理人との兼務は、認める。国家資格を有する若手技術者は配置予定技術者（主任（監理）技術者）及び現場代理人とすることができる。なお、企業との直接的かつ恒常的な雇用関係があること（入札参加の申し込みを行った日以前に３ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）とし、健康保険被保険者証の写しなどの提出を求める。ここでいう国家資格とは、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格をいう。

※10 当評価項目は選択項目として、山梨県が発注する全ての工事を対象とする。建設キャリアアップシステムに企業と自社の技能者が入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価する。申請中または、企業と技術者のいずれかの登録だけでは評価しない)。登録技能者は、当該工事への配置の有無は問わない。ただし、技能者を雇用していない場合は、企業のみの登録でも評価する。(下請企業は評価しない)

※11 本工事において、山梨県各部局で別に定める「週休２日制適用工事実施要領」等に基づき、４週８休以上工事現場を閉所する週休２日制適用工事の実施を宣誓した企業を評価する。

ただし、評価対象は、週休２日制の適用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。（「発注者指定型」として公告する工事等は除く。）

「３」高度な技術力（標準型、高度技術提案型）

※１　技術提案の評価項目及び評点は、上記３項目を参考に工事ごとに定める。
※２　標準型、高度技術提案型の技術提案については、必要に応じて専門分野の学識経験者に意見を聴くことができるものとする。

評　価　項　目	評　価　基　準	評価点
高度な技術力（技術提案）（※１ ※２）		○○点
１　総合的なコストの縮減に関する技術提案	ライフサイクルコスト ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点
	その他 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点
２　工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案	性能・機能 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点
３　社会的要請への対応に関する技術提案	環境の維持 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点
	交通の確保 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点
	特別な安全対策 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点
	リサイクル対策 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点

別記2　総合評価落札方式における標準的な手順

2−1「簡易型　3億円以上の場合(事前審査方式)」の流れ図

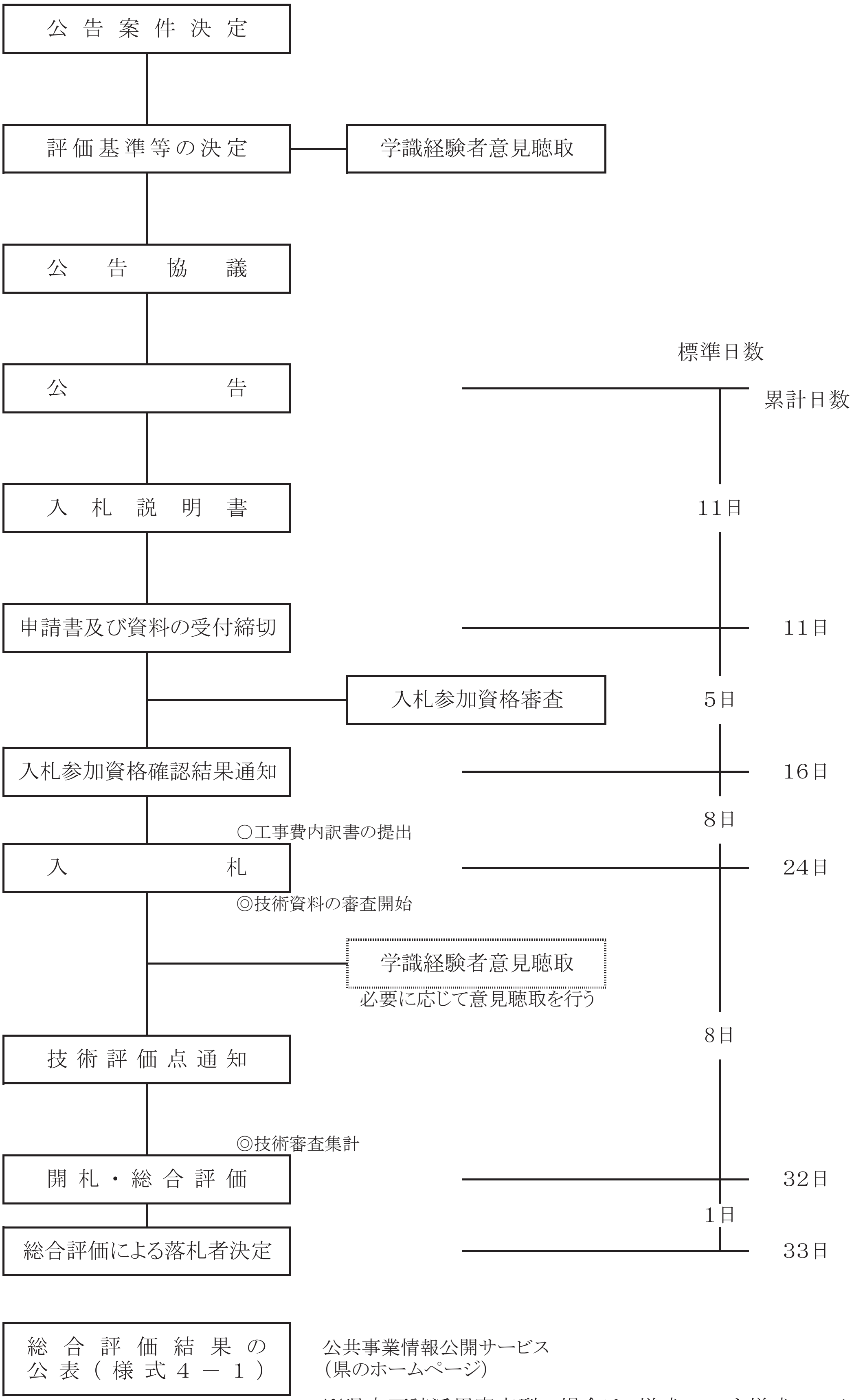

※県内下請活用審査型の場合は、様式4−1を様式4−2に
読み替える。

2－2「簡易型　3億円未満の場合(事後審査方式)」の流れ図

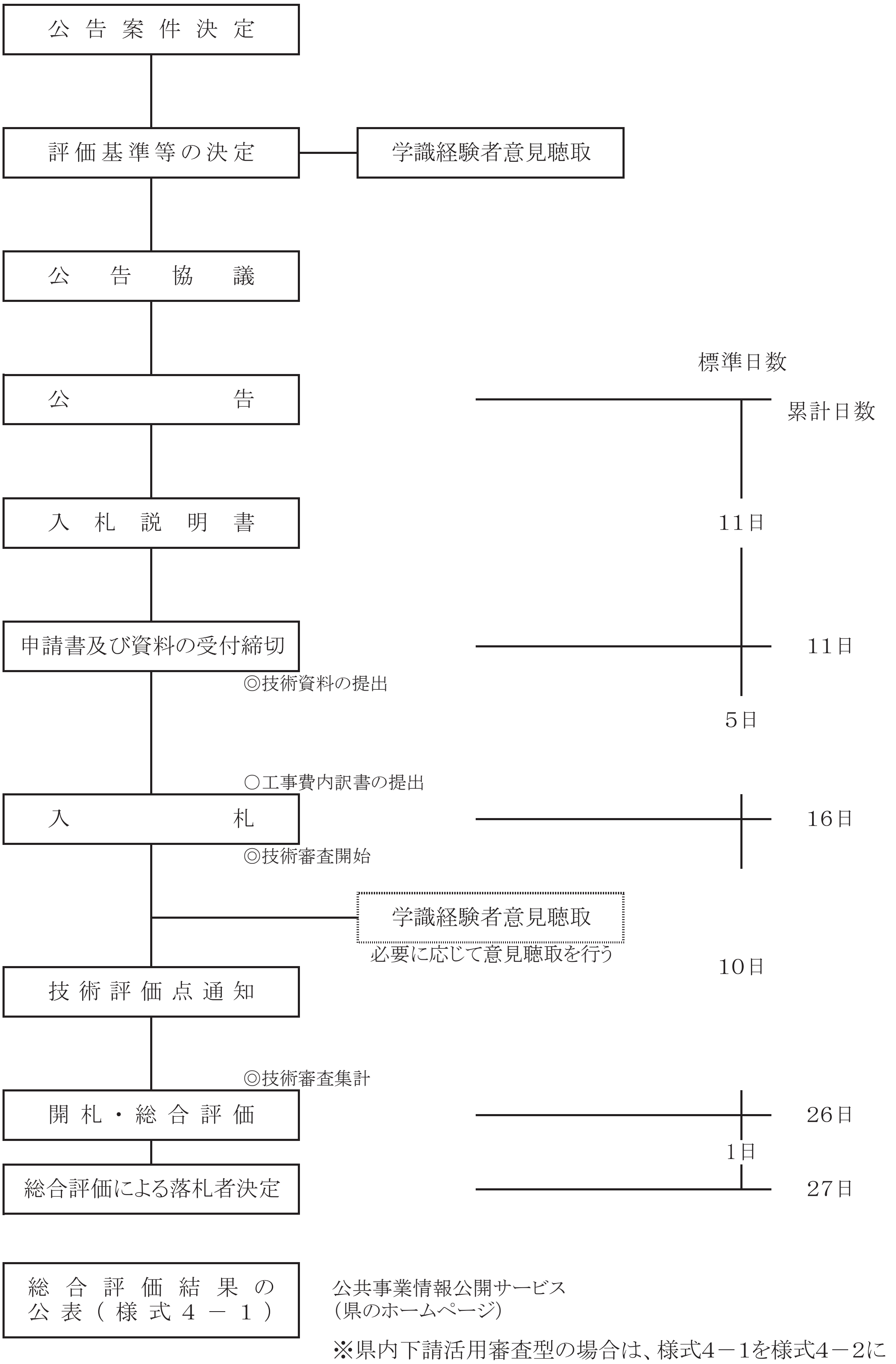

※県内下請活用審査型の場合は、様式4－1を様式4－2に
読み替える。

2−3 「特別簡易型（Ⅱ）」の流れ図

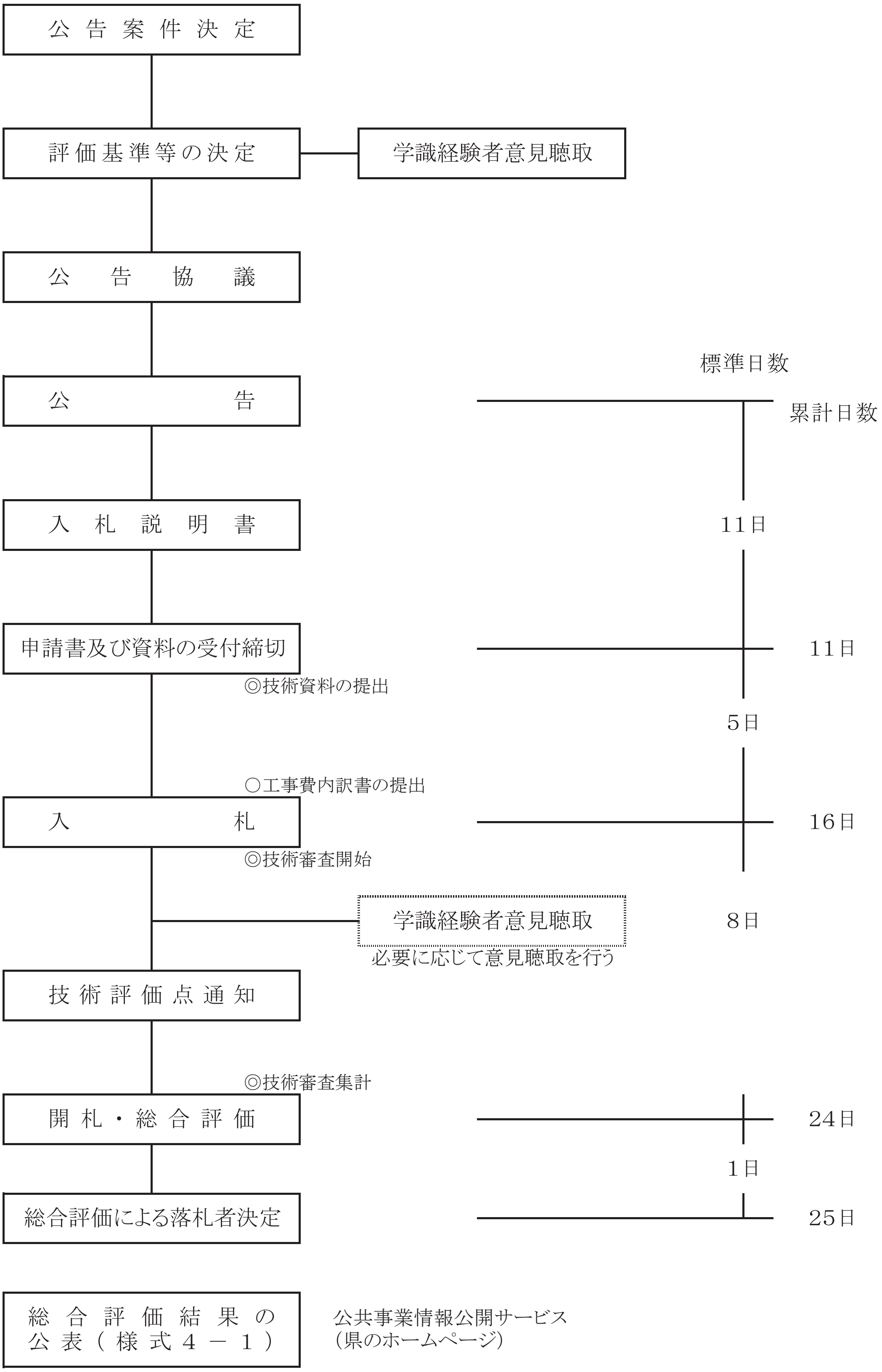

2－4「特別簡易型（Ｉ）」の流れ図

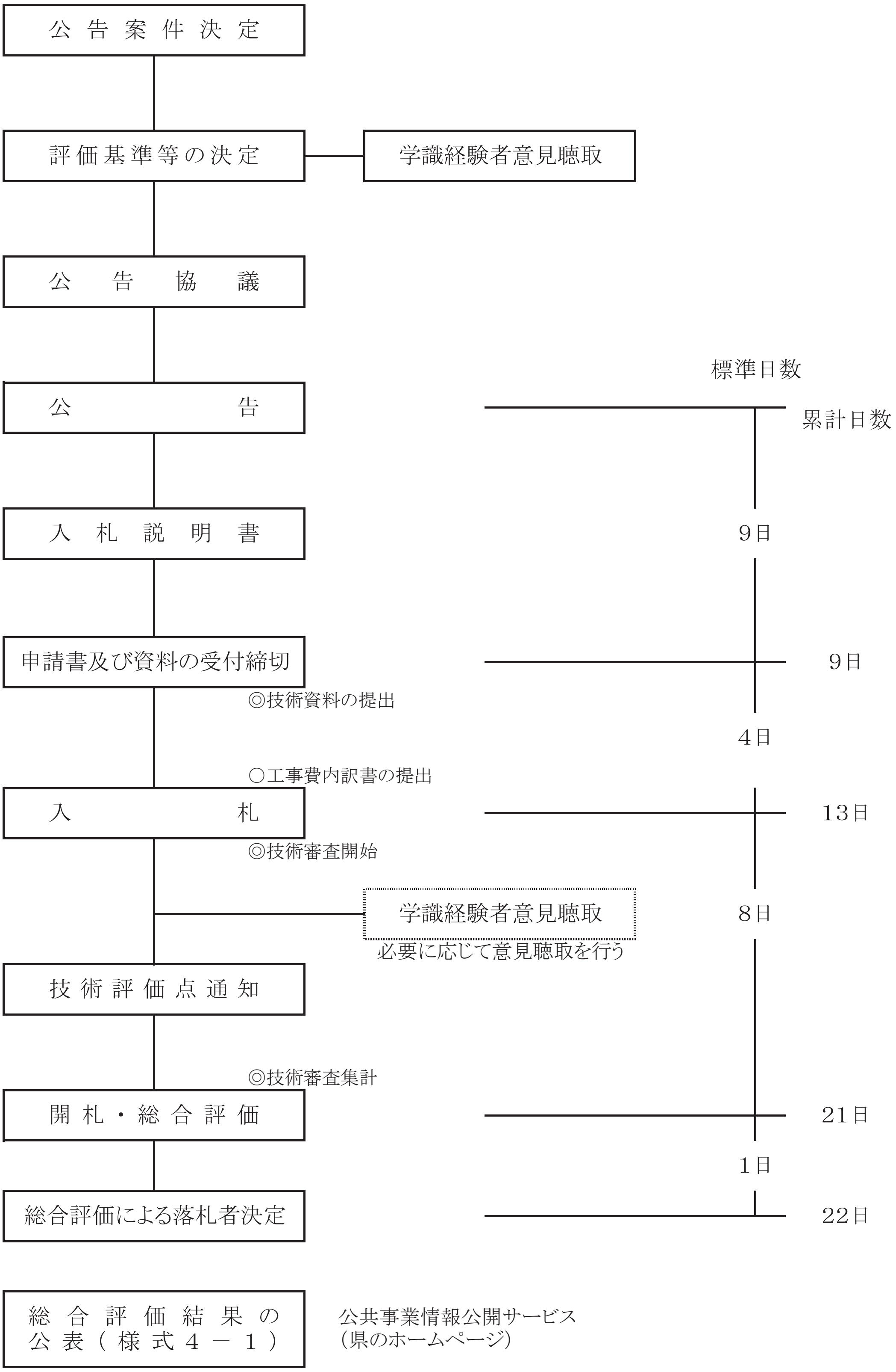

2－5 「標準型・高度技術提案型」の流れ図

標準型・高度技術提案型に係る意見聴取については、技術提案の改善を求める場合及び技術提案の審査を含めて予定価格を作成する場合等、学識経験者に対して個別に意見聴取を行うが、必要がある場合は審査委員会による審査を行うことが出来る。

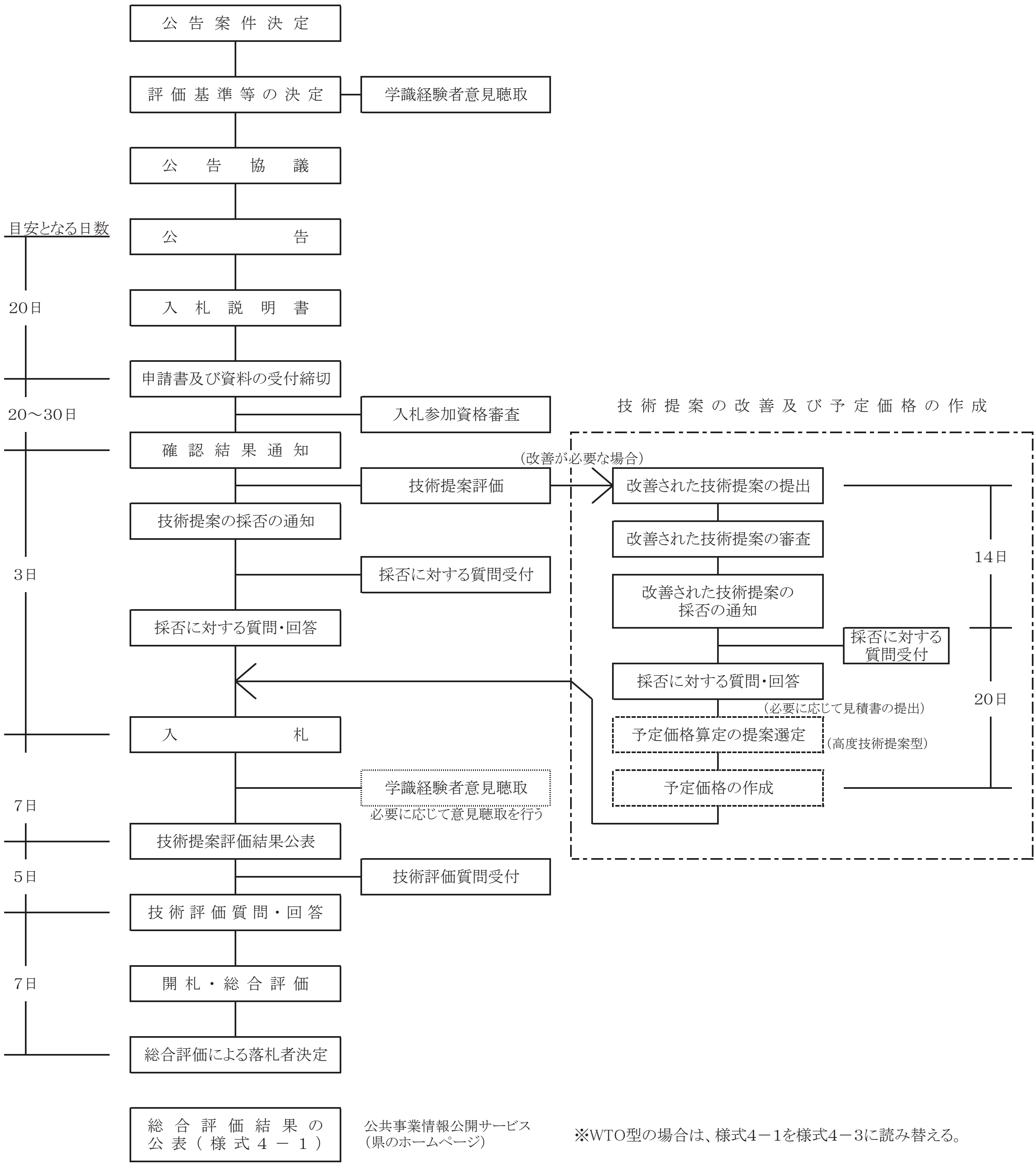

※WTO型の場合は、様式4－1を様式4－3に読み替える。

別記3　予定価格50～100百万円，技術的難易度Ⅲ・Ⅳの工事で特別簡易型（Ⅱ）が選択できる工種

No	工種①	工種②	施工箇所	条件①	条件②	条件③	条件④
①	橋梁撤去工事	―	供用中の道路に隣接していない区域での施工である。	供用中の道路への影響を及ばさない工法であること。	安全性に特に問題がない工事であること。	騒音・振動等の環境対策が必要な工事でないこと。	
②	橋梁耐震補強工事	橋脚・橋台補強工事 縁端拡幅工、落橋防止装置設置工、変位制限装置設置工	主として橋梁下部工の補強・補修工事（工種②に該当する工事）であること。	対象橋梁が跨線橋または2車線以上の跨道橋でないこと。	交通量1万台以上の道路の場合は現道上での交通規制をともなわない工事であること。	沓座からフーチング上面までの高さが20m未満であること。	安全管理や施工上の配慮で特に考慮する必要がないこと。
③	砂防ダム工事	本堤工事	現河床より上での本堤工事であること。	出水期施工（5月～10月）をともなわないこと。	現河床より上での本堤工事であること。	土砂流出または斜面崩壊の危険性のない工事であること。	
④	建築付帯電気工事			建築物の新築・改築工事に付帯する電気工事であること。	隣接する工区に調整を要する同種の工事がないこと。	特殊音響設備工事または特殊照明設備工事を含まないこと。	
⑤	建築付帯管工事			建築物の新築・改築工事に付帯する管工事であること。	隣接する工区に調整を要する同種の工事がないこと。	恒温恒湿設備工事または特殊空調設備工事を含まないこと。	
⑥	林道開設工事		公道との接続部を有しない工事であること。	切土高平均が20mを超えない工事であること。	落石対策工事を含まない工事であること。	橋梁工事を含まない工事であること。	
⑦	山腹工事			施工面積が0.1ha未満の工事であること。	複合工種施工がない工事であること。	ケーブルクレーンを使用しない工事であること。	
⑧	機械分解点検工事	発電所水車発電機分解点検工事	水力発電所の発電機の工事であること。	分解点検工事であること。	主要電気工作物の更新を含まないこと。		

※１）　工種①及び工種②に該当し、かつ、**全ての条件**（施工箇所、条件①～④）を満たす技術的、施工上の工夫の余地が少ない工事に限り、特別簡易型（Ⅱ）が選択できるものとする。
※２）　上表の条件に関わらず、施工計画（品質確保、施工上の課題、安全管理、施工上の配慮、工程管理）で技術的、施工上の工夫を求める余地（求めるべき課題）がある工事は、原則、簡易型を選択するものとする。

様式１号

○ ○ 第　　　　　号
令和　　年　　月　　日

県 土 整 備 部 長　　殿

本課執行および県土整備部以外の執行：各事業課長
事務所執行：各出先機関の長

総合評価落札方式による発注方法について（協議）

当所において発注予定の工事について、総合評価落札方式を活用することとしたいので協議します。

注）添付するものは、様式１－１又は様式１－２、説明図面とする。
ただし、WTO型の場合、様式１－１を様式１－３とする。

様式２号

○ ○ 第　　　　　号
令和　　年　　月　　日

学識経験を有する者　様

山梨県　県土整備部長
氏　名　　印

総合評価落札方式による発注方法について（依頼）

このことについて、総合評価実施要領第８条第１項の規定に基づき、別添の工事の適用及び評価基準について意見を求めます。

様式３号

○ ○ 第　　　　　号
令和　　年　　月　　日

本課執行及び
県土整備部以外の執行：各事業課長

事務所執行：各出先機関の長　　殿

県 土 整 備 部 長

総合評価落札方式による発注方法について（回答）

令和　　年　　月　　日付け第　　　号で協議のありましたこのことについて、学識経験を有する者に意見聴取しましたので、別添総合評価落札方式協議結果を尊重のうえ実施してください。

注）添付する審議結果表は、様式１－１又は様式１－２とする。
ただし、WTO型の場合、様式１－１を様式１－３とする。

様式４号

○ ○ 第　　　　　号
令和　　年　　月　　日

学識経験を有する者　様

山梨県　県土整備部長
氏　名　　印

総合評価落札方式に係る落札者の決定について（依頼）

このことについて、総合評価実施要領第８条第２項の規定に基づき、別添の工事箇所に係る落札者の決定について意見を求めます。

様式５号

○ ○ 第　　　　　号
令和　　年　　月　　日

本課執行及び
県土整備部以外の執行：各事業課長

事務所執行　：各出先機関の長　　　殿

県 土 整 備 部 長

総合評価落札方式による評価結果について（通知）

令和　　年　　月　　日付け第　　　号で協議のありました工事の総合評価の結果について学識経験を有する者の意見を聴取した結果については、別添総合評価落札方式に関する評価調書のとおりです。

注）添付する総合評価落札方式に関する評価調書は、様式４－１又は
様式４－２とする。
ただし、WTO型の場合、様式４－１を様式４－３とする。

様式１１号

価格以外の評価に係る疑義について（照会）

令和　　年　　月　　日

発注機関の長　様

１　疑義のある者の住所氏名
　住　　　所
　　（郵便番号　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　）
　　商号又は名称
　　代 表 者 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

２　疑義の対象となる工事等名・箇所名
　工事（業務）名
　工事（業務）箇所名

３　疑義のある事項

様式１２号

〇　〇　第　　　　　　号
令和　　年　　月　　日

住　　　所
商号又は名称
代 表 者 名　　　　　　　　　　様

発注機関の長

価格以外の評価に係る疑義に対する回答

令和　　年　　月　　日付けで疑義があった件について、下記のとおり回答します。

記

1　疑義の対象とされた工事（業務）名・箇所名
　工事（業務）名
　工事（業務）箇所名

2　回答内容
　※　疑義のあった内容を認め、評価結果を修正します。
　※　疑義のあった内容については、次の理由のとおりです。

3　評価結果の公表
　修正後の評価結果については、令和〇年〇月〇日にホームページで公表します。

様式１３号

〇　〇　第　　　　　　号
令和　　年　　月　　日

（提案者）　　　　　様

発注機関の長

技術提案採否通知書

このことについて、総合評価落札方式実施要領第１９第１項の規定に基づき、技術提案書に対する審査結果を下記のとおり通知します。

記

１　　工 事 名

２　　工事箇所

３　　公 告 日

４　　技術提案の採否

技術提案の内容	採　否	採用しない理由
①　〇〇の提案	採用　不採用	
②　◇△に提案	採用　不採用	

注）技術案提案者は、その認められない理由について令和　　年　　月　　日までに書面により、発注者へ説明を求めることができる。